

平成24年度包括外部監査

清掃・環境事業をチエツク

区では平成20年度から、公認会計士など外部の専門家による監査を実施しています。外部監査制度とは、従来の監査委員制度に加え、監査機能の専門性・独立性を強化するため、地方公共団体が外部監査人（弁護士、公認会計士、税理士等）と契約を結び、財務や事業の執行について監査を受ける制度です。

このたび今年度実施した包括外部監査の結果が、外部監査人である鈴木秋夫公認会計士から報告されました。

清掃・環境事業を監査

「アーム」効率的な清掃事業の推進を中心とした環境清掃部の財務事務の執行について

「選定理由」清掃事業は、都から移管されてすでに12年を超え、区が実施する収集・運搬業務にかかる財務事務の効率性や経済性等を検証する必要があります。また、環境問題やリサイクル事業は区民の皆さんに関心のある事項であり、区が行う取り組みの効率性や有効性を検証する必要があると考えた。

監査報告書の概要

①特命契約
びん・缶・ペットボトルなどの資源回収や容器包装プラスチックの回収等は、競争によらない契約（特命契約）で行われている。これらの価格の決定過程において客観的根拠に欠けると思われる契約が見受けられた。これまでの事業の経緯により特

②情報の公開・説明責任
区は、独自の分別回収を実施しているが、その結果多額の支出が生じている。区は、地球温暖化防止の効果のみではなく、リサイクルの実施状況に関する透明性ある内容開示をするに、必要な財政支出であることやその意義についての説明責任を果たすべきである。また、集団回収においても必要な情報が伝達されるよう、区民への普及啓発のため積極的なPR活動が必要である。

③事業の効率性
官民共同で行っているごみの収集・運搬のうち、民間事業者が保有する清掃車両の配車計画策定にあたっては、適切な配車

命契約を選択する場合も、業務実態の把握に努め、長期間の特命契約による弊害が発生することのないよう、担当者、契約先ともに緊張感を持って業務にあたる必要がある。

④事業の改善・再検討
清掃作業において直営作業員は必要であるが、民間作業員との比率について、また、民間作業員はごみの適正排出指導ができないという現行の役割について検討が必要である。環境分野では、区は地球温暖化防止や環境保護に有効と思われる施策を検討し、多くの事業を展開しているが、目標管理指標であるCO₂削減量については、区内総排出量における区の施策によ

夜間・休日受付窓口を 庁舎1階に移転 3/6(水)

区役所本庁舎の耐震補強工事のため、防災センター1階に移転していた次の施設が庁舎1階に戻ります。移転後、夜間および土・日曜、祝日は、防災センター1階から庁舎内に入ることができなくなりますのでご注意ください。

「閉庁時間の夜間・休日受付窓」
3月6日(水)から移転。

☎(3647)3164



証明書自動交付機・スポーツネットは3/7(木)

区役所本庁舎の耐震補強工事のため、防災センター1階に移転していた次の施設が庁舎1階に戻ります。移転後、夜間および土・日曜、祝日は、防災センター1階から庁舎内に入ることができなくなりますのでご注意ください。

「証明書自動交付機」3月7日(木)から移転。なお、3月6日(水)午後2時から終日、防災センター1階の交付機の利用を中止します。※庁舎2階の交付機は変更ありません。

☎(3647)4020

証明書自動交付機

「証明書自動交付機」3月7日(木)から移転。なお、3月6日(水)午後2時から終日、防災センター1階のスポーツネットの利用を中止します。

☎(3647)4887

証明書自動交付機

「証明書自動交付機」3月7日(木)から移転。なお、3月6日(水)午後2時から終日、防災センター1階のスポーツネットの利用を中止します。

☎(3647)4887

証明書自動交付機

「証明書自動交付機」3月7日(木)から移転。なお、3月6日(水)午後2時から終日、防災センター1階のスポーツネットの利用を中止します。

☎(3647)4887

証明書自動交付機

「証明書自動交付機」3月7日(木)から移転。なお、3月6日(水)午後2時から終日、防災センター1階のスポーツネットの利用を中止します。

☎(3647)4887

が望まれる。また、確実にごみを収集するための人員体制は必要であるが、効率的な職員配置とすべきである。資源回収や容器包装プラスチックの回収・運搬業務にかかる配車数も、回収量の変動に留意し、より効率的な回収となるよう、車両ルートや回収体制の見直しが必要である。

⑤その他
家庭ごみ有料化は清掃事業にとって大変重要な事項であり、その是非をしっかりと議論していくことが必要である。

今後、区では報告書の内容を十分に検証し、適切な事務改善に取り組みます。

報告書は、区ホームページ、こうどう情報ステーション(区役所2階)でご覧になれます。

☎(3647)4020

手話講習会受講者募集中

手話を身につけて 通訳者・ボランティアに

江東ボランティア・センターでは、聴覚に障害のある方とのコミュニケーション手段の1つである手話を学び、手話通訳者・ボランティアの養成を目指す講習会を開催しています。

手話講習会は、入門・基礎通訳・応用通訳・特別通訳コースがあり、入門コースと応用通訳コースの受講生を募集します。

「持ち物」受講結果通知用の返信用封筒(長3)、80円切手1枚
「締切」3月26日(火)午後7時
「申込」電話で江東ボランティア・センター
☎(3645)4087

国民年金保険料の学生納付特例

平成24年度の申請期限は4月30日(火)

学生納付特例とは、20歳以上60歳未満の学生の方が申請して日本年金機構の承認を得ると、一定期間国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学校は大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校等です(海外大学の日本分校は一部を除き対象となりません)。

審査対象期間は4月から翌年3月の1年間で、学生である間は毎年申請が必要です。

学生納付特例が承認された期間は、期間に応じて

入門コース受講ガイダンス

入門コース受講ガイダンス

入門コース受講ガイダンスおよび応用通訳コース選考試験を行います。

「時」下表のとおり
「場」高齢者総合福祉センター

一定額が加算されます。

○障害基礎年金請求の審査に際し納付済期間とみなされます。

「必要書類」年金手帳等、基礎年金番号が記載された書類と学生証(表・裏両面の写しでも可)または在学証明書

※学生納付特例に該当しない方は、免除申請や若年者納付猶予を申請できます。

「締切」4月30日(火)
「申」各出張所・区民課年金係(区役所隣防災センター2階7番)窓口で
「問」区民課年金係
☎(3647)1131

入門コース受講ガイダンスおよび応用通訳コース選考試験を行います。

「時」下表のとおり
「場」高齢者総合福祉センター

一定額が加算されます。

○障害基礎年金請求の審査に際し納付済期間とみなされます。

「必要書類」年金手帳等、基礎年金番号が記載された書類と学生証(表・裏両面の写しでも可)または在学証明書

※学生納付特例に該当しない方は、免除申請や若年者納付猶予を申請できます。

「締切」4月30日(火)
「申」各出張所・区民課年金係(区役所隣防災センター2階7番)窓口で
「問」区民課年金係
☎(3647)1131

入門コース受講ガイダンスおよび応用通訳コース選考試験を行います。

「時」下表のとおり
「場」高齢者総合福祉センター

一定額が加算されます。

○障害基礎年金請求の審査に際し納付済期間とみなされます。

「必要書類」年金手帳等、基礎年金番号が記載された書類と学生証(表・裏両面の写しでも可)または在学証明書

※学生納付特例に該当しない方は、免除申請や若年者納付猶予を申請できます。

「締切」4月30日(火)
「申」各出張所・区民課年金係(区役所隣防災センター2階7番)窓口で
「問」区民課年金係
☎(3647)1131

入門コース受講ガイダンスおよび応用通訳コース選考試験を行います。

「時」下表のとおり
「場」高齢者総合福祉センター

一定額が加算されます。

○障害基礎年金請求の審査に際し納付済期間とみなされます。

「必要書類」年金手帳等、基礎年金番号が記載された書類と学生証(表・裏両面の写しでも可)または在学証明書

※学生納付特例に該当しない方は、免除申請や若年者納付猶予を申請できます。

「締切」4月30日(火)
「申」各出張所・区民課年金係(区役所隣防災センター2階7番)窓口で
「問」区民課年金係
☎(3647)1131

入門コース受講ガイダンスおよび応用通訳コース選考試験を行います。

「時」下表のとおり
「場」高齢者総合福祉センター

一定額が加算されます。

○障害基礎年金請求の審査に際し納付済期間とみなされます。

「必要書類」年金手帳等、基礎年金番号が記載された書類と学生証(表・裏両面の写しでも可)または在学証明書

※学生納付特例に該当しない方は、免除申請や若年者納付猶予を申請できます。

「締切」4月30日(火)
「申」各出張所・区民課年金係(区役所隣防災センター2階7番)窓口で
「問」区民課年金係
☎(3647)1131

入門コース受講ガイダンスおよび応用通訳コース選考試験を行います。

「時」下表のとおり
「場」高齢者総合福祉センター

一定額が加算されます。

○障害基礎年金請求の審査に際し納付済期間とみなされます。

「必要書類」年金手帳等、基礎年金番号が記載された書類と学生証(表・裏両面の写しでも可)または在学証明書

※学生納付特例に該当しない方は、免除申請や若年者納付猶予を申請できます。

「締切」4月30日(火)
「申」各出張所・区民課年金係(区役所隣防災センター2階7番)窓口で
「問」区民課年金係
☎(3647)1131